平成29年(措)第8号

排除措置命令書

東京都品川区西五反田二丁目12番3号 エア・ウォーター・メディエイチ株式会社 同代表者 代表取締役 石 川 直 由

東京都中央区日本橋兜町13番2号 新成物産株式会社 同代表者 代表取締役 五十嵐 勤

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表1中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主

- 1 エア・ウォーター・メディエイチ株式会社(以下「エア・ウォーター・メディエイチ」という。)及び新成物産株式会社(以下「新成物産」という。)の2社(以下「2社」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 東京都が別表1記載のとおり発注した個人防護具(以下「本件個人防護具」という。)について,2社及び丸紅株式会社(以下「丸紅」という。)の3社(以下「3社」という。)が,平成26年7月7日に共同して行った,以下の合意が消滅していることを確認すること。アエア・ウォーター・メディエイチ側(エア・ウォー

エア・ウォーター・アフィエイテ側(エア・ウォーター・メディエイチ及びエア・ウォーター・メディエイチが本件個人防護具の入札に参加させる者をいう。 以下同じ。)の入札参加者を受注すべき者(以下「受 注予定者」という。)とし、受注予定者の入札価格を おおむね11億円とすること

- イ 丸紅及び新成物産は、エア・ウォーター・メディエイチ側が丸紅及び新成物産から本件個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、丸紅及び新成物産がおおむね1億5000万円の利益を得られるようにすることを条件として、受注予定者が前記アで定めた価格で受注できるように協力すること
- ウ 入札が不調となり2回目の入札が行われる場合には、 受注予定者は入札価格を1000万円引き下げ、それ により生じる利益の減少分を丸紅及び新成物産並びに エア・ウォーター・メディエイチが折半することとし、 受注予定者以外の入札参加者は2回目の入札を辞退す ること
- (2) 今後,相互の間において,又は他の事業者と共同して, 東京都が発注する個人防護具について,受注予定者を決 定せず,各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互 に通知するとともに、東京都に通知し、かつ、自社の従業 員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知 徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承 認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の 事業者と共同して、東京都が発注する個人防護具について、 受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った 措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理由

第1 事実

- 1 関連事実
 - (1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、地方公共団体等に対し、製造業者等から調達した個人防護具を直接又は他の事業者を通じて販売していた。

なお、2社のうちエア・ウォーター・メディエイチは、平成28年4月 1日、ヘルスケアーテック株式会社から現商号に変更したものである。

- イ 名宛人以外の丸紅は,東京都中央区日本橋二丁目7番1号に本店を置き, 地方公共団体等に対し,製造業者等から調達した個人防護具を他の事業者 を通じて販売していた。
- ウ 3社のうち丸紅及び新成物産は、個人防護具の発注情報を共有するとと もに、丸紅が製造業者等から調達した個人防護具を新成物産に販売し、当 該個人防護具を新成物産が地方公共団体等に販売するなど、個人防護具の 調達及び販売に関して協力関係にあった。
- エ 名宛人以外の別表2記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、本件個人防護具の入札に参加した者であった。

(2) 発注方法等

- ア 本件個人防護具の入札の実施概要は、別表1記載のとおりである。
- イ エア・ウォーター・メディエイチは、関東エア・ウォーター株式会社及 び日本船舶薬品株式会社(以下「日本船舶薬品」という。)を本件個人防 護具の入札に参加させるとともに、入札価格を指示して当該価格でそれぞ れ入札させることとしていた。また、丸紅及び新成物産は、越前屋多崎株 式会社を本件個人防護具の入札に参加させるとともに、入札価格を指示し て当該価格で入札させることとしていた。
- ウ 2社及び別表 2記載の事業者の 5 社は、東京都から本件個人防護具の入 札に参加する資格があることの確認を受けた者であった。

2 合意の成立

- (1) 3社は、丸紅及び新成物産がエア・ウォーター・メディエイチに会合の開催を働きかけたことを契機として、平成26年6月頃以降、本件個人防護具について、営業責任者等による会合を複数回開催し、丸紅・新成物産側(丸紅、新成物産並びに丸紅及び新成物産が本件個人防護具の入札に参加させる者をいう。)及びエア・ウォーター・メディエイチ側のいずれの側の入札参加者を受注予定者とするかなどを話し合った。
- (2) 3社は, 平成26年7月7日に開催した営業責任者等による会合において,

本件個人防護具について, 各社の利益を確保するため

- ア エア・ウォーター・メディエイチ側の入札参加者を受注予定者とし、受 注予定者の入札価格をおおむね11億円とすること
- イ 丸紅及び新成物産は、エア・ウォーター・メディエイチ側が丸紅及び新成物産から本件個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、 丸紅及び新成物産がおおむね1億5000万円の利益を得られるようにす ることを条件として、受注予定者が前記アで定めた価格で受注できるよう に協力すること
- ウ 入札が不調となり2回目の入札が行われる場合には、受注予定者は入札 価格を1000万円引き下げ、それにより生じる利益の減少分を丸紅及び 新成物産並びにエア・ウォーター・メディエイチが折半することとし、受 注予定者以外の入札参加者は2回目の入札を辞退すること

を合意した。

3 実施状況

3社は、前記 2(2)の合意に基づき、次のとおり、本件個人防護具について、 受注予定者が受注できるようにするなどしていた。

- (1) エア・ウォーター・メディエイチは、日本船舶薬品を受注予定者とし、日本船舶薬品に入札価格を指示して当該価格で入札させた。
- (2) エア・ウォーター・メディエイチは入札せず、新成物産は日本船舶薬品の入札価格を上回る価格で入札した。また、エア・ウォーター・メディエイチは関東エア・ウォーター株式会社に対し、丸紅及び新成物産は越前屋多崎株式会社に対し、それぞれ、日本船舶薬品の入札価格を上回る入札価格を指示して当該価格で入札させることなどにより、日本船舶薬品が受注できるようにして、日本船舶薬品に受注させた。
- (3) エア・ウォーター・メディエイチは、本件個人防護具の入札後、丸紅及び 新成物産から、他の事業者を通じて、本件個人防護具のうち、個人防護具(ガ ウン等セット)に含まれるマスク(折りたたみ式)、個人防護具(フード付 ワンピース等セット)に含まれるマスク(折りたたみ式)及びマスク(三面 構造式:空気弁付き)を購入して日本船舶薬品に販売し、東京都に対し、日 本船舶薬品に本件個人防護具を納入させた。

4 合意の消滅

平成27年3月13日までに、日本船舶薬品による東京都への本件個人防護

具の納入が終了したことから、翌日以降、前記 2 (2)の合意は事実上消滅していると認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、本件個人防護具について、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件個人防護具の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また,前記の違反行為は既になくなっているが,3社は,いずれも,独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり,2社については,違反行為が自主的に取りやめられたものでないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば,特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年12月12日

公正取引委員会

委員長 杉 本 和 行 委 和 中 員 山 本 委 員 三 村 晶 子 委 員 青 玲 子 木 委員 小 島 吉 晴

別紙

用語	定義
個人防護具	防護服、手袋、ゴーグル、マスクその他着用することによって病
	原体等にばく露することを防止するための個人用の道具

別表1 平成26年度に東京都が発注した個人防護具の一般競争入札の実施概要

個人防護具(ガウン	(等セット) 外3点の買入れ		
平成26年5月26日			
一般競争入札			
東京都における平成25・26年度物品買入れ等競争入札参加有資格者			
であって,営業種目	026「警察・消防・防災」	用品」又は営業種目02	
0 「医薬品・衛生材	*料・介護用品」の「A」の	等級に格付けされている	
者であることその他	1.東京都の定める条件を満た	し、かつ、事前に、一般	
競争入札参加資格確	認申請書、納入しようとする	る物品が入札説明書に示	
す基本的性能特質等	を満たすことを証明する書類	質,製品サンプル等を提	
出し,入札に参加す	る資格があることの確認を受	受けた者	
平成26年6月17	日必着 (郵送等による場合)		
平成26年6月19	日午後4時(持参する場合)		
電子調達システム	一般競争入札参加資格確認	結果通知日から平成26	
	年7月8日午後4時まで		
紙入札	平成26年7月9日午前1	1時(郵送等による場合	
	は同月7日まで)		
1回目の入札の結果,全者が予定価格を超過している場合,1回目の入			
札の開札日と同日に、2回目の入札を行い、更に必要があるときは、3			
回目の入札まで行う			
平成27年3月13日			
	発注品名	発注数量	
個人防護具(ガウン	(等セット)	580,000セット	
防護服(ガウン)			
キャップ			
ズボン			
シューズカバー			
手袋(インナー)			
手袋(アウター)			
マスク (折りたたみ式)			
個人防護具(フード	付ワンピース等セット)	220,000セット	
防護服(フード付	ワンピース)		
	一東で0者競す出平平電 紙 1 札回平 個般京あ「で争基し成成子 入 回の目成 人防きズシ手手マ人筋争にて薬る札的入66達 の札入7 護服ッンー((ク護札け営・と加能に66ス 入日札年 具(プ ズイア(具札 2 を	一般競争入札 東京都における平成25・26年度物品買入れるであって、営業種目026「警察・消防・防災)の「医薬品・衛生材料・介護用品」の「A」の発養のであることその他東京都の定める条件を満たす。基本的性能特質等を満たすことを証明する書き、出し、入札に参加する資格があることの確認を受理成26年6月17日必着(郵送等による場合)平成26年6月19日午後4時(持参する場合)で一般競争入札参加資格確認年7月8日午後4時まで、田月7日まで)1回目の入札の結果、全者が予定価格を超過しては同月7日まで)1回目の入札を行い、更に回目の入札まで行う平成27年3月13日発注品名個人防護具(ガウン等セット)防護服(ガウン等セット)防護服(ガウン等セット)防護服(ガウン・キャップズボンシューズカバー手袋(アウター)	

シューズカバー	
手袋 (インナー)	
手袋 (アウター)	
マスク(三面構造式:空気弁付き)	900,000枚
ゴーグル	30,000個

別表 2 名宛人以外の事業者

番号	本店の所在地	事業者	代表者		
1	東京都中央区京橋一丁目1番6号	越前屋多崎株式会社	代表取締役	有田	正彦
2	東京都港区虎ノ門三丁目18番19 号	関東エア・ウォーター株式 会社	代表取締役	永田	實
3	横浜市中区かもめ町6番地	日本船舶薬品株式会社	代表取締役	前	照夫

平成29年(措)第9号

排除措置命令書

東京都中央区日本橋兜町13番2号 新成物産株式会社 同代表者 代表取締役 五十嵐 勤

東京都品川区大崎一丁目11番2号 センチュリーメディカル株式会社 同代表者 代表取締役 茂 谷 貴 彦

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別表1中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主

- 1 新成物産株式会社(以下「新成物産」という。)及びセンチュリーメディカル株式会社(以下「センチュリーメディカル」という。)の2社(以下「2社」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 東京都が別表1記載のとおり発注した個人防護具(以下「本件個人防護具」という。)について,2社及び丸紅株式会社(以下「丸紅」という。)の3社(以下「3社」という。)が,平成27年7月7日に共同して行った,以下の合意が消滅していることを確認すること。
 - ア センチュリーメディカル側(センチュリーメディカル及びセンチュリーメディカルが本件個人防護具の入札に参加させる者をいう。以下同じ。)の入札参加者を受注すべき者(以下「受注予定者」という。)とし、

受注予定者の入札価格をおおむね15億8000万円とすること

- イ 丸紅及び新成物産は、センチュリーメディカル側が 丸紅及び新成物産から本件個人防護具のうち一部の製 品を購入して東京都に納入し、丸紅及び新成物産がお おむね2億5000万円の利益を得られるようにする ことを条件として、受注予定者が前記アで定めた価格 で受注できるように協力すること
- (2) 今後,相互の間において,又は他の事業者と共同して, 東京都が発注する個人防護具について,受注予定者を決 定せず,各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互 に通知するとともに、東京都に通知し、かつ、自社の従業 員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知 徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承 認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の 事業者と共同して、東京都が発注する個人防護具について、 受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った 措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1 関連事実
 - (1) 名宛人等の概要
 - ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、地方公共団体等に対し、製造業者等から調達した個人防護具を直接又は他の事業者を通じて販売していた。
 - イ 名宛人以外の丸紅は,東京都中央区日本橋二丁目7番1号に本店を置き, 地方公共団体等に対し,製造業者等から調達した個人防護具を他の事業者 を通じて販売していた。

- ウ 3社のうち丸紅及び新成物産は、個人防護具の発注情報を共有するとと もに、丸紅が製造業者等から調達した個人防護具を新成物産に販売し、当 該個人防護具を新成物産が地方公共団体等に販売するなど、個人防護具の 調達及び販売に関して協力関係にあった。
- エ 名宛人以外の別表 2 記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、本件個人防護具の入札に参加した者であった。

(2) 発注方法等

- ア 本件個人防護具の入札の実施概要は、別表1記載のとおりである。
- イ センチュリーメディカルは、エア・ウォーター・メディエイチ株式会社 (以下「エア・ウォーター・メディエイチ」という。),関東エア・ウォー ター株式会社及び日本船舶薬品株式会社を本件個人防護具の入札に参加さ せるとともに、入札価格を指示して当該価格でそれぞれ入札させることと していた。また、丸紅及び新成物産は、越前屋多崎株式会社及び株式会社 武田商店を本件個人防護具の入札に参加させるとともに、入札価格を指示 して当該価格でそれぞれ入札させることとしていた。
- ウ 新成物産及び別表 2 記載の事業者の 6 社は、東京都から本件個人防護具の入札に参加する資格があることの確認を受けた者であった。

2 合意の成立

- (1) 3社は、新成物産がセンチュリーメディカルに会合の開催を働きかけたことを契機として、平成27年4月下旬頃以降、本件個人防護具について、営業責任者等による会合を複数回開催し、丸紅・新成物産側(丸紅、新成物産並びに丸紅及び新成物産が本件個人防護具の入札に参加させる者をいう。)及びセンチュリーメディカル側のいずれの側の入札参加者を受注予定者とするかなどを話し合った。
- (2) 3社は、平成27年7月7日に開催した営業責任者等による会合において、本件個人防護具について、各社の利益を確保するため
 - ア センチュリーメディカル側の入札参加者を受注予定者とし、受注予定者 の入札価格をおおむね15億8000万円とすること
 - イ 丸紅及び新成物産は、センチュリーメディカル側が丸紅及び新成物産から本件個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、丸紅及び 新成物産がおおむね2億5000万円の利益を得られるようにすることを 条件として、受注予定者が前記アで定めた価格で受注できるように協力す

ること

を合意した。

3 実施状況

3社は、前記 2(2)の合意に基づき、次のとおり、本件個人防護具について、 受注予定者が受注できるようにするなどしていた。

- (1) センチュリーメディカルは、エア・ウォーター・メディエイチを受注予定者とし、エア・ウォーター・メディエイチに入札価格を指示して当該価格で入札させた。
- (2) 新成物産は、エア・ウォーター・メディエイチの入札価格を上回る価格で入札した。また、センチュリーメディカルは関東エア・ウォーター株式会社及び日本船舶薬品株式会社に対し、丸紅及び新成物産は越前屋多崎株式会社及び株式会社武田商店に対し、それぞれ、エア・ウォーター・メディエイチの入札価格を上回る入札価格を指示して当該価格で入札させることにより、エア・ウォーター・メディエイチが受注できるようにして、エア・ウォーター・メディエイチに受注させた。
- (3) センチュリーメディカルは、本件個人防護具の入札後、エア・ウォーター・メディエイチに、丸紅及び新成物産から、本件個人防護具のうち、個人防護具(ガウン等セット)に含まれるインナー手袋及び同アウター手袋、インナー手袋(合成ゴム製)、アウター手袋(合成ゴム製)、マスク(折りたたみ式:空気弁付き)並びにゴーグルを他の事業者を通じて購入させ、東京都に対し、本件個人防護具を納入させた。

4 合意の消滅

平成28年3月8日までに、エア・ウォーター・メディエイチによる東京都への本件個人防護具の納入が終了したことから、翌日以降、前記2(2)の合意は事実上消滅していると認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、本件個人防護具について、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件個人防護具の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また,前記の違反行為は既になくなっているが,3社は,いずれも,独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり,2社については,違反行為が自主的に取りやめられたものでないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば,特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年12月12日

/.\	7	H \u00e4	71	禾	二	\triangle
公	止	取	引	委	貝	I

委員長 杉 本 和 行 本 史 委 員 Щ 和 三 委員 村 晶 子 委 員 青 木 玲 子 吉 委 員 小 島 晴

別紙

用語	定義
個人防護具	防護服、手袋、ゴーグル、マスクその他着用することによって病
	原体等にばく露することを防止するための個人用の道具

別表1 平成27年度に東京都が発注した個人防護具の一般競争入札の実施概要

	年度に東京都が発生した個人的護具の一般弱	
件名	個人防護具(ガウン等セット)外9点の買	入れ
入札公告日	平成27年5月27日	
発注方法	一般競争入札	
入札参加資格者	東京都における平成27・28年度物品買	入れ等競争入札参加有資格者
	であって、営業種目026「警察・消防・	防災用品」又は営業種目02
	0 「医薬品・衛生材料・介護用品」の「A	」の等級に格付けされている
	者であることその他東京都の定める条件を	満たし、かつ、事前に、一般
	競争入札参加資格確認申請書,納入しよう	とする物品が入札説明書に示
	す基本的性能特質等を満たすことを証明す	る書類, 製品サンプル等を提
	出し,入札に参加する資格があることの確	認を受けた者
製品サンプル等	平成27年6月16日必着(郵送等による	場合)
提出期限	平成27年6月18日午後4時(持参する	場合)
入札期間・期日	電子調達システム 一般競争入札参加資格	各確認結果通知日から平成2
	7年7月7日午後4時	まで
	紙入札 平成27年7月8日午	前11時(郵送等による場合
	は同月6日まで)	
再度入札	1回目の入札の結果,全者が予定価格を超	過している場合,1回目の入
	札の開札日と同日に、2回目の入札を行い	, 更に必要があるときは, 3
	回目の入札まで行う	
納入期限	平成28年3月11日	
発注品名・数量	発注品名	発注数量
	個人防護具 (ガウン等セット)	300,000セット
	防護服(ガウン)	
	キャップ	
	ズボン	
	シューズカバー	
	インナー手袋	
	アウター手袋	
	マスク (折りたたみ式:空気弁付き)	
	防護服(フード付ワンピース)	220,000着
	防護服(ガウン)	880,000着
	1	

キャップ	880,000枚
インナー手袋 (天然ゴム製)	2,090,000双
インナー手袋(合成ゴム製)	110,000双
アウター手袋 (天然ゴム製)	2,090,000双
アウター手袋 (合成ゴム製)	110,000双
マスク (折りたたみ式:空気弁付き)	1,300,000枚
ゴーグル	140,000個

別表 2 名宛人以外の事業者

番号	本店の所在地	事業者	代	表者	
1	東京都品川区西五反田二丁目12番3号	エア・ウォーター・メディ エイチ株式会社	代表取締役	石川	直由
2	東京都中央区京橋一丁目1番6号	越前屋多崎株式会社	代表取締役	有田	正彦
3	東京都港区虎ノ門三丁目18番19 号	関東エア・ウォーター株式 会社	代表取締役	永田	實
4	東京都渋谷区恵比寿西二丁目3番13号	株式会社武田商店	代表取締役	武田	昌雄
5	横浜市中区かもめ町6番地	日本船舶薬品株式会社	代表取締役	前	照夫

⁽注)番号1のエア・ウォーター・メディエイチ株式会社は、平成28年4月1日、ヘルスケアー テック株式会社から現商号に変更したものである。